

# 山梨県公報

号外第二十五号

令和四年

五月二十四日

火曜日

## 目次

### 条 例

○山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

## 条例のあらまし

○山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十一号)(建築住宅課)

- 建築基準法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。
- この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第四十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

## 条 例

山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年五月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県条例第三十一号

山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県建築基準法施行条例の一部改正)

**第一条** 山梨県建築基準法施行条例(昭和三十六年山梨県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に、「第八十七条の三

第五項及び第六項」を「第八十七条の三第六項及び第七項」に改める。

別表第六の四十四の項中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同表四十五の項中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同表五十七の項中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同表五十八の項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改める。

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

**第二条** 山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表八の項力中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同項ヨ中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同項ク中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同項ヤ中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改める。

### 附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第四十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番